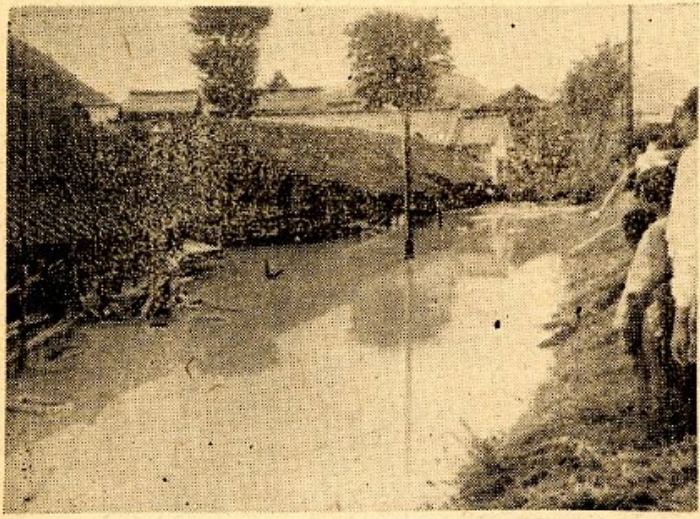


鳥取市の人口

区分	増△減			
	(本月) 9月30日現在	(前月) 8月30日現在		
世帯数	25,250	25,176	74	
人口	男	52,458	52,410	48
	女	56,712	56,701	11
計	109,170	109,111	59	

鳥取報

発行所 鳥取市役所 鳥取市徳町代表電話 4,111番
 編集者 鳥取市総務課
 印刷所 K K高木印刷所 鳥取市片原2丁目32番電話 2,707番



台風伊勢湾を駆けぬぐる

台風が伊勢湾を駆けぬぐる。鳥取市は、午後8時頃からは、雨量によって、僅かに、三時間の間に千代川、袋川を、はしめ市内の各河川が増水、たちまち警戒水位を突破して氾濫する川が数出しました。

このため市内の各所が濁流に洗われ、約五〇〇〇戸の家が26日の夜半から水浸しとなり、家屋の全壊、流失各二、半壊五九、床上浸水一、五六四戸、床下浸水三、三二二戸、約二万人にのぼる被災者を出し十三億をこえる大きな被害を出すに至りました。

市内の市街地も袋川が氾濫して、はけ口を失った水が各所にあふれて、町の目抜き通り、若狭街道、智頭街道に濁流が流れ、水深も甚しい所はメートル三〇センチに達し、自動車の運行も全く絶たれました。立川、福葉山、東吉成、西吉成、大森、松並地区などの

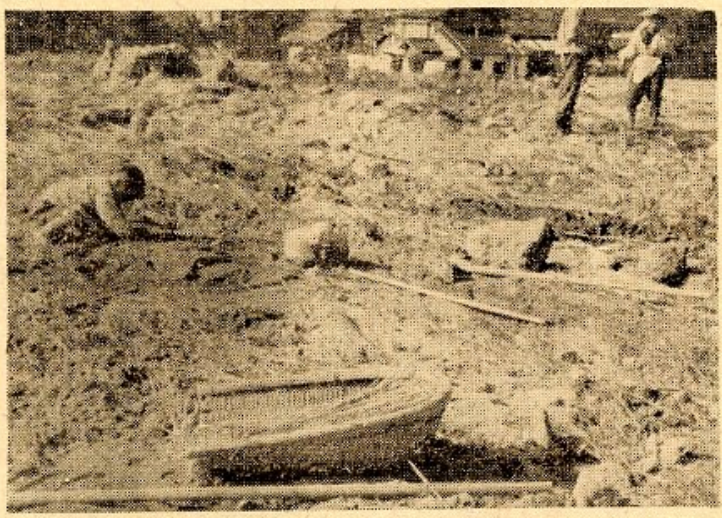
全市が一夜にどろの海 豊作田もむざんな石河原 全壊流失四戸、床上浸水一、六〇〇戸

9月26日午後から鳥取地方をおそった伊勢湾台風は、大正7年以来四十三年ぶりという大水害をひきおこし、またまた、私たちのまにたたとえようもない災厄をもたらしました。

八二〇ミリのこえるといふ雨量によって、僅かに、三時間の間に千代川、袋川を、はしめ市内の各河川が増水、たちまち警戒水位を突破して氾濫する川が数出しました。

このため市内の各所が濁流に洗われ、約五〇〇〇戸の家が26日の夜半から水浸しとなり、家屋の全壊、流失各二、半壊五九、床上浸水一、五六四戸、床下浸水三、三二二戸、約二万人にのぼる被災者を出し十三億をこえる大きな被害を出すに至りました。

市内の市街地も袋川が氾濫して、はけ口を失った水が各所にあふれて、町の目抜き通り、若狭街道、智頭街道に濁流が流れ、水深も甚しい所はメートル三〇センチに達し、自動車の運行も全く絶たれました。立川、福葉山、東吉成、西吉成、大森、松並地区などの



27日の午前8時30分に災害救助法が発令になりました。災害救助隊鳥取支隊では、前夜半から立川町三丁目目の公民館、大森院、美保小学校、南中、西中、第二厚生寮に避難している人たち二、三〇〇人に避難所班が炊き出しをはじめました。これらの水障に住居を奪われた人たちは、第二厚生寮が27日、美保小学校と南中が28日まで、立川町三丁目目の公民館と大森院の人たちは10月5日まで一〇日間も、不自由な避難所の生活を続けなければならぬ状態でした。この間に必要な炊き出しは延二、五七四食にのぼりました。

市ではこれら水害被災者写真(立川三丁目市営住宅の浸水状況(9月27日朝)、豊作田もむざんな石河原(内護寺地内))

被災証明書を発行

十五号台風の水害罹災者の調査や確認、被災証明書の発行などは福祉事務所でやっていますが、床上浸水以上の被害のあった世帯の方に被災届を出して頂くよう願っています。

すでに調査員を使って市内の床上浸水以上の被害を調べ被災証明書を発行させていただきます。(11月以降は手数料をいただきます。)

台風被災地へ送る 救援米の取扱い

な被害がありました。東海道や近畿地方はさらに大きな被害をうけ、まだ泥水のひかない所もあって、住居や衣類に欠く被災者のいたまじい様子は、新聞、ラジオで毎日報道されています。これらの地域へ、民間の救援米によって米を送るには、愛知県、三重県、岐阜県、京都府、和歌山県、兵庫県、滋賀県

市長陳情に上京 約一億円で本格復旧へ

出水の翌早朝から車を飛ばして市内の被災状況をみて廻った高田市長、佐々木助役は、事務の容易ならぬことを知るとともに、直ちに水害の応急対策として市道や橋の復旧工事、市営住宅や学校の修繕、防疫などの費用に、とりあえず三〇〇万円を充てることにして、9月27日開かれた市議会の緊急全員協議会に専決処分の了解を求めました。

このあと10月7日に市長は内田福書係長とともに、災害の写真などを持って上京し、関係各省に災害復旧の陳情を行ない10月10日に

六つの避難所に 二、三〇〇人を収容

27日の午前8時30分に災害救助法が発令になりました。災害救助隊鳥取支隊では、前夜半から立川町三丁目目の公民館、大森院、美保小学校、南中、西中、第二厚生寮に避難している人たち二、三〇〇人に避難所班が炊き出しをはじめました。これらの水障に住居を奪われた人たちは、第二厚生寮が27日、美保小学校と南中が28日まで、立川町三丁目目の公民館と大森院の人たちは10月5日まで一〇日間も、不自由な避難所の生活を続けなければならぬ状態でした。この間に必要な炊き出しは延二、五七四食にのぼりました。

国会議員も 水害視察に

鳥取地方の水害状況を視察のため、9月30日に、高田市長、佐々木助役、建設省鳥取工務所長、徳島(鳥取)佐野(鳥根)の国会議員(鳥根)の国会議員が来鳥、ただちに、川上市土木課長の案内で神戸明治、東郷など視察しました。

また10月11日に、衆議院の文教、農林、社会労働、運輸、建設の委員七人が、災害特別調査団として来鳥、県庁で、知事

安心して飲める水道施設を充実するよう給水料値上げ

◎ただし、メーターを設置されていない場合の給水料金は次の通りです。

種別	区分	料金
専用給水装置	1戸1ヶ所まで	180円(150円)
	1戸4ヶ所まで	35円(30円)
	1戸1ヶ所に増す	35円(30円)
	1戸1ヶ所に増す	35円(30円)
共用給水装置	1戸1ヶ所まで	105円(90円)
	1戸1ヶ所に増す	25円(20円)
	1戸1ヶ所に増す	25円(20円)
	1戸1ヶ所に増す	25円(20円)

種別	料率	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)
		水量	料金	
専用給水装置	1. 家事用	8立方メートル	125円(105円)	18円(15円)
	2. 営業用	15 "	240円(200円)	22円(18円)
	3. 工業用	15 "	240円(200円)	22円(18円)
	4. 湯量用	100 "	1,200円(1,000円)	18円(15円)
	5. 団体用	15 "	240円(200円)	22円(18円)
	6. 娯楽用	1立方メートルにつき	30円(25円)	
	7. 臨時用	"	30円(25円)	
	8. 公衆用	"	17円(14円)	
	9. 船舶用	"	30円(25円)	
共用給水装置		7立方メートル	105円(90円)	18円(15円)
消火栓				無料

このたびの9月定例市議会でも認められた新しい水道料金は次のとおりです。

この新料金は昭和34年10月1日から適用されます。

もとの料金より約二割の値上げとなつていますが、これによって全市内の水道施設の充実、整備をはかり、いつも皆さんに安心して飲んでいただけるきれいな水を、豊富に供給しようとするためでありまして、今後とも職員一同鋭意努力いたしたいと存じていますので市民のみなさんも協力下さいますようお願い致します。

昭和34年10月1日
鳥取市水道局

力強く復旧に立つ

重なる災厄に屈せぬ市民

台風一過の明るく9月27日から、早くも水害の後かたづけや、復旧作業が力強くはじめられました。

水はまだいたるところにたまって、動くこともできませんでしたが、親類や知人の人たちは、いち早く浸水

市役所も全力をあげて

市では26日夜半、市長から全職員に出動命令を出して市の災害救助隊を編成し、すぐさま活動をはじめ、市長以下職員は市役所に夜を徹しました。

翌二十七日には空の白むのを待つて土木、農林、耕地、広報などの係員が車をとばして被害地を駆け廻り、橋や道路の決壊箇所、農作物の被害状況などをしらべて写真をとりました。



(写真は水害の後かたづけ)
立川三丁目市官住宅で

した家にかつてつて、水浸しになった畳や衣類、家具などを次々と戸外に運び出し、ホースからほとほと水が勢よく泥を洗い流しました。

農家の人たちは、水のひたひたを待つて隣家の人も

市役所では、台風が近づくという情報によって、朝からラジオで台風の動きを刻々と記録し注意していましたが、26日の正午、緊急課長会議を招集して協議した結果、総務課は全員、土木、農林、耕地、市民課など関係六課に五名づつ職員が居残り、ほかの職員は自宅を待機し、ラジオの放送による指令によって出動する非常態勢をとりました。

その後、午後5時30分、鳥取地方に暴風雨警報が発令されると同時に、浸水を予想される地区の学校に、避難する市民の收容準備をお願いします、危険地区の住民に避難先を通知しました。

6時には住宅地域の浸水状況をつかむため、各地に職員が走り、消防署は地区の水道と連絡をとって、市内の水道管を固めました。

水防団の人たちは、暴風雨の中を川岸に立って、刻々と増水する濁流の水位を次々と報告し、身をロープに結んで橋脚にたまる木材やごみを夜とおし取り除き、危険な場所を土俵をつき、

災害救助隊鳥取支隊発動!

市役所では、台風が近づくという情報によって、朝からラジオで台風の動きを刻々と記録し注意していましたが、26日の正午、緊急課長会議を招集して協議した結果、総務課は全員、土木、農林、耕地、市民課など関係六課に五名づつ職員が居残り、ほかの職員は自宅を待機し、ラジオの放送による指令によって出動する非常態勢をとりました。

その後、午後5時30分、鳥取地方に暴風雨警報が発令されると同時に、浸水を予想される地区の学校に、避難する市民の收容準備をお願いします、危険地区の住民に避難先を通知しました。

6時には住宅地域の浸水状況をつかむため、各地に職員が走り、消防署は地区の水道と連絡をとって、市内の水道管を固めました。

水防団の人たちは、暴風雨の中を川岸に立って、刻々と増水する濁流の水位を次々と報告し、身をロープに結んで橋脚にたまる木材やごみを夜とおし取り除き、危険な場所を土俵をつき、



(写真は被災者を見舞う)
高田市長・立川三丁目目

あたたかい見舞品あつまる

すでに国の内外から、伊勢湾台風(十五号台風)の被災者を救う運動がはじめられていて、鳥取市でも高等学校の生徒などが街頭募金に立ち、去る10月5日には、市婦人団体協議会のお母さん方の手によって、大きな一三四個の包の衣料品と、九万円のお金が市役所に集められ、愛知三重岐阜の各県や、県下のまちやむらに送り出されました。

そして鳥取市内の被災者にも衣料品一〇包と、一万五、〇〇〇円が贈られました。

川沿岸の住民の方に、緊急避難命令を告げるとともに職員に登庁を指令し、11時15分災害救助隊鳥取支隊の全面的発動となりました。

お金五〇〇円也；米子市皆生温泉松園園調理士、松沢春吉さん、お金一万八、六〇〇円也、衣類一四、五〇〇円也；賀茂校区婦人会、お金三、〇〇〇円也；敷原町内会長青木惣吉さん、お金二、〇〇〇円也；中町二区、中村涼子さん、お金三、九五〇円也；市民生委員御一同様、お金一万五、〇〇〇円也；鳥取市婦人団体協議会(写真は婦人団体協議会の見舞品の発送市役所横で)

9月の定例会から

第三回9月定例会は水害対策であつたが、10月14日から、一五日間の日程で開かれました。

開会初日の30日は、市側から提案された二八議案の説明があつて、10月2日まで休会、各議案を検討したのち、再開された10月3日には活潑な質疑応答の末、議案を各常任委員会に附託し、10月6日には委員長報告の後、討論採決を行ない、原案どおり可決しました。

この度の試案で主なものには、追加更正予算、その内容は次の通りです。

- 消防力を強化**
職員給与も改善
一般会計
追加更正予算額六、八〇二万円が認められ、この内二万円が、学校、住宅、橋などの維持修繕費に一九〇万円、消防隊の自動車購入費などに含む物件費に四九三万円、増加した生活保護費に三六二万円、新築山村建設計画に基づき、共同作業所、集荷所を作るための補助金に三三六万円、火災による赤字のため、長い間押えられていた職員給与の改訂、初任給基礎の引上げなど(何れも国家公務員に準ずる)に伴う人員費に、八五五万円、増額と、赤字を出して、苦しい国民健康保険と市民
- 特別会計**
生れ変わる市民病院
水道施設も拡張
- 水道事業会計**
33年度の決算報告では、約四〇〇万円の赤字で一応健全財政ですが、こんど水道料金の値上げ分の収入で古い全市内の送水管を取りかえるなど施設の拡張整備を行ない今日の市民の不便を一掃することになりました。
- このほか、国民健康保険の条例の一部が改正されて、国民健康保険の被保険者で、ない世帯主の負担が軽くなる、又明徳小学校の近くの土地が買収されて児童公園に提出して下さい。

被災中小企業の方へ融資

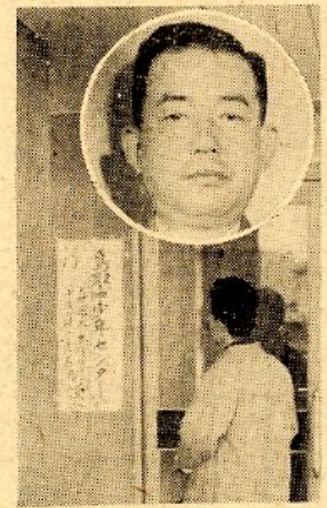
(伊勢湾台風災害金融案内)

- 伊勢湾台風(十五号台風)で被害をうけられた、中小企業被災者の方に金融機関から次のとおり資金が融資されます。
- 国民金融公庫**
信用保証協会の保証付のものについて、次の金利で貸付けをします。
- (1) 一年未満の貸付日歩二銭五厘五毛(普通は年利九分七厘)
 - (2) 一年以上二年未満の貸付年利九分五厘
 - (3) 二年以上の貸付年利九分七厘(普通は年利九分九厘)
- なお、返済期間は、おなじ期間を含んで五年以内、おなじ期間は、返済期間を申請し、準備金は、六か月以内
- 国民金融公庫**
(1) 貸付の限度
個人は一〇〇万円以内、ただし、旅館、大衆食堂の場合は二〇〇万円以内、法人又は、連帯の場合は、二〇〇万円以内、ただし、旅館、大衆食堂の場合は五〇万円以内
- (2) 金利
年利九分三厘(日歩二銭五厘五毛)のところ、災害特別融資として、年利六分五厘(日歩一銭七厘七毛)の適用を申請中
- (3) 貸付期間
五年以内(おなじ返済期間六ヶ月を含む)なお、原則として信用保証協会の保証を必要とし、既返済付があつても貸付限度額の範囲内において申込み可能
- 中小企業金融公庫**
(1) 貸付の限度
一貸付先について一五〇万円以下、組合は一八万円以下五〇万円まで
- (2) 金利
年利九分三厘(日歩二銭五厘五毛)のところ、災害特別融資として、年利六分五厘(日歩一銭七厘七毛)の適用を申請中
- (3) 貸付期間
設備資金：五年
やむを得ない場合：七年
長期運転資金：三年
やむを得ない場合：五年
(おなじ返済期間一年以内を含む)
- 鳥取県信用保証協会**
保証対象は中小企業の被災者
- (1) 保証の限度
個人：一〇〇万円まで
法人：二〇〇万円まで
- (2) 保証料
年一分五厘(日歩四厘一毛一糸)
- (3) 保証期間
五年以内
- (4) 取扱期間
昭和34年12月末日まで
- その他**(普通銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合)
信用の限度と返済期間は企業の状態に応じ金利は普通の場合より若干引下げられますが借入申込書には市長の被災証明書添付することになります。この被災証明書の発行は次のとおりです。
- 市の商工観光課又は、商工会議所にある被災証明願記入して、(商工会議所会頭、町内会長、区長、民生委員)のうちどれかの方に証明して頂き、市の商工観光課に提出して下さい。

鳥取地方務局出張所は10月19日から廃止になりました。………今後は、東町お堀端前の鳥取地方務局へおいで下さい。

お気軽にどうぞ 少年センター開設

鳥取市少年補導連絡協議会では、近頃わかか多くなつて行く不良非行少年を補導する施設について、いろいろと検討中でありました。このほど「少年センター」を設置することになり、去る10月15日から市内行徳の公民館本館兼体育館の中に開設いたしました。



この「少年センター」は、非行少年やそれにお困りになる家族の方などが、格式ばつた警察とか児童相談所、鑑別所などに直接出入りされることは、精神的に何かと心苦しい面があらうかと思ひ、先ずこれを解放

開設要領

◎定期相談日、時
毎週 火、木曜日午後
(事情によつて、定期日以外の日にお出でになる方は、同館二階の教育委員学校教育課へ連絡して下さい)
◎担当者 吉井健次郎氏
(鳥取署少年係主事)
写真は開設された少年センターと吉井主事

家庭裁判所のしおり(4)

準禁治産と失踪宣告

以前には、戸主とか親族会という制度があつて、身分の問題や、家族、親族の間のことからいつて相当重たい役割をもつていました。したが、新民法ができてから戸主がなくなり、親族会が果して来た役割は、家庭裁判所が公平な立場からさめるようになりまし

た。この号から少し、家庭裁判所が行なう審判の内容について申しのべましょう。
この号が多かったので、はやや和28年から部落が一九となつて村をさくさいにする運動をはじめました。このきつかけとなつたのは、小学生の清掃活動がもとで、これに刺激された大人たちが立ち上がり、「伏野地区環境衛生改善実践会」が生れました。このうちの戸主会は便所や堆肥置場、畜舎の改善、ごみの始末、薬剤散布などに努め、婦人会は、はたとねずみの駆除、台所の改善、手洗器の常置などをうけ持ち、青年団も、下水

溝の掃除や、漁場、浜、竹やぶの清掃を行ない、子供供は道路の掃除や、草とり、空き缶などの始末に当るなど、村をあげてたえまない努力を続けた結果、今では、伝染病も昭和29年から全くなくなり、蚊や、はらみなどいらないという生まれ変わった村になったのでした。
高松市は人口二万の中都市ですが、全市に衛生組合の組織があつて、自分たちのまは、自分たちできれいにすることを努めています。と、組合の連合会長藤井さんは語つていましたが、ぜひ、高松市のようなまはをなれる運動を盛り上げてゆきたいと、市民生活はここから出されます。(市民課衛生係)

新教育委員に片岡さん

鳥取市では10月6日、市議会での同意を得て、先月末で任期満了となつた教育委員委員藤田源太郎氏(後任に東町二丁目中山洋太郎氏(五一)を選任し、足山の片岡録氏(五八)を、また同じく公平委員会委員花房多喜雄氏の後任に東町二丁目中山洋太郎氏(五一)を選任し、片岡さん(五八)を選任しました。片岡さんはもと小学校長をしておられた方で、今は日本海新聞社の専務です。また中山さんは弁護士を開業しておられます。このほか、欠員中の市選管理委員に宮本勇氏(今

町一丁目)がきまり、同補充員に中村雄太郎(横枕)、西村万寿雄(覺寺)、影山好誠(三軒屋)の三氏が選ばれました。

9月21日付
人事異動
去る9月21日と22日、次のとおり職員的人事異動がありました。(カッコ内は旧任)
●本庁
●退職 市民課長安木喜太
●異動 市民課長高田彰夫(職務課徴収係長)、職務課徴収係長林昭(職務課整理係長)、田中弘(福祉事務課係長)、内田正男(商工観光課係長)、事務課長補佐、兼人事係長西村皓秀(人事係長)

●市民病院
市民病院事務課長補佐岩田正巳(総務課長補佐、兼秘書、庶務係長)
9月22日付
●水道局
●異動 水道局長代理兼工務課長三崎英治(工務課長)、工務課長補佐石島昌憲(工務課管理係長)、庶務課長補佐兼経理係長川上計男(庶務課経理係長)、業務課長補佐兼営業係長上野弘(業務課営業係長)、工務課管理係長藤田茂(技師)

高松から視察団 環境衛生 伏野に

昭和33年度に環境衛生モデル地区として厚生大臣から表彰を受けた市内伏野地区に、9月23日、はるばる四国の高松市から、高松市衛生組合連合会長の藤井茂さんほか二十八人の組合員の方と、高松市役所の職員二人の視察団がやって来まし

た。行は、貸切バスで伏野地区に赴き、田中伏野区長と、佐藤衛生係長の案内で約二時間、区内を視察し、改善された衛生環境や、部落の活動組織に感心して帰りました。

伏野地区は、白兔海岸に近しい約一〇六の半農、半漁の地区で、地形がスリ鉢状で、部落の中央に汚水溜りがあり、また魚の腐敗し

たものが溜るので、はなや蚊が多かつたのですが、昭和28年から部落が一丸となつて村をきれいにする運動をはじめました。このきつかけとなつたのは、小学生の清掃活動がもとで、これに刺激された大人たちが立ち上がり、「伏野地区環境衛生改善実践会」が生れました。このうちの戸主会は便所や堆肥置場、畜舎の改善、ごみの始末、薬剤散布などに努め、婦人会は、はたとねずみの駆除、台所の改善、手洗器の常置などをうけ持ち、青年団も、下水

溝の掃除や、漁場、浜、竹やぶの清掃を行ない、子供供は道路の掃除や、草とり、空き缶などの始末に当るなど、村をあげてたえまない努力を続けた結果、今では、伝染病も昭和29年から全くなくなり、蚊や、はらみなどいらないという生まれ変わった村になったのでした。
高松市は人口二万の中都市ですが、全市に衛生組合の組織があつて、自分たちのまは、自分たちできれいにすることを努めています。と、組合の連合会長藤井さんは語つていましたが、ぜひ、高松市のようなまはをなれる運動を盛り上げてゆきたいと、市民生活はここから出されます。(市民課衛生係)

●本庁
●退職 市民課長安木喜太
●異動 市民課長高田彰夫(職務課徴収係長)、職務課徴収係長林昭(職務課整理係長)、田中弘(福祉事務課係長)、内田正男(商工観光課係長)、事務課長補佐、兼人事係長西村皓秀(人事係長)

●市民病院
市民病院事務課長補佐岩田正巳(総務課長補佐、兼秘書、庶務係長)
9月22日付
●水道局
●異動 水道局長代理兼工務課長三崎英治(工務課長)、工務課長補佐石島昌憲(工務課管理係長)、庶務課長補佐兼経理係長川上計男(庶務課経理係長)、業務課長補佐兼営業係長上野弘(業務課営業係長)、工務課管理係長藤田茂(技師)

学校・住宅・道路を生きる 郵便貯金のゆくえ

私たちの生活を明るく、楽しくするために、わが国の産業を発展させたり、私たちのまわりの経済を活性化に動かす必要があり。また、誰にも必要な学校、病院、住宅を建て、道路や橋、上下水道なども立派にならねばなりません。このような仕事は、政府や、県、市、町村があつることになつていますが、わたしたちの身のまわりを見るとまだまだ不足している所が少なくありません。

そこで、政府では、財政投融资計画といつて、安い利息でしかも長い間借りられる金を貸し出して、これを補つていませう。ところで、このお金のどこをどう使うか、その大蔵省、資金運用部資金のうち、その六割はみなさんがたがご預けになつている郵便貯金を受持つておられます。ただいま郵便貯金は総額八、九〇〇億円にものぼつていますが、これが、そのままそっくりこの方面に使われているのです。

貸出先は、わが国の基礎産業である電力、鉄鋼、石炭、造船はもとより、農林、漁業、中小企業などに融通されて、地方経済の発展を助け、わたしたちの収入をふやす源となつておられます。また、県や市、町村にも貸出されて、学校、住宅、道路、橋、河川、堤防、上下水道などの工事費に使われています。

身近な例をあげますと、鳥取市には、今年の3月末までに七億九千三十四万円が貸出されて、税金に充てられておられます。「郵便貯金は中央に集められて地方の役に立たない」といふ人がありますが、とんでもないことで、わたしたちのまわりで生き生きとして活躍しているのです。郵便局では9月1日から10月31日まで「国を家庭を明るく築く」郵便貯金の増進運動を展開してありますから、皆さんのご協力をお願い致します。

水道局から 水源を守る

このたびの一五号台風によつて、本市でもほとんどの全市にわたつて浸水し、相当の被害を出しましたが、水道施設の被害がごく僅かで済んだ事は不幸中の幸であります。

ただいま、第三水源池のポンプ室に水が流れ込み、モーターの配電ケーブル線、起動抵抗器等が水浸しとなつたため、送水運転を一時停止しなければならぬ状態となりましたので、第二水源池のダイヤセルエンジンにフルに運転し、市

内配水を行なうと共に、第一水源池からの送水は全部、長田山配水池に貯水し、約五、〇〇〇トンの貯水を確保して給水の安全を期しました。

その間、職員は全力を挙げて被害防止と復旧作業にかかり、第三水源池では、27日午前1時40分すぎに急ぎで完了し、一〇〇馬力モーターの運転を開始しましたので、どうにか平常の水圧を保つことができました。

一方、中の郷水源池は床上、センシも浸水し、ポンプも運転不能になり、貯水池の残り少なく、28日、運転開始致した次第であります。

この間、所によつては減水五、六時間断水した箇所があつたが、これは、第一水源池の原水が赤にこりに直つておられます。各水源池が復旧し、運転したにもかかわらず水圧低下の傾向を示しましたが、これは送配水管の流失、または破損の箇所があるもので、調査したところ、立川三、四丁目、栗谷町、四丁、寺、覺寺等約三〇ヶ所の配水管が流失、または破損し、応急処置がなされておられます。

か、災害につきまの依染病発生には充分注意し、消毒も従来の二倍以上の濃度で行なつておられます。

ただいま第一次試験受験申請受付中...

建築大工板金工の技能検定

その他詳しいことは...

職業安定課へ

鳥取市民生事業後援会
会長 高田 勇

10月のお米の配給

10月にも米の特配があります。普通内地米も米が一人当たり一キロ、購入期間は10月中、値段は一キロ九十四円です。

また10月の一配給米の配給日数は、内地米一五五分(基本配給二日)、希望配給四日(外米)一五五分であり、10月は配給の整理月であり、10月31日までは配給の購入期限も今月末日です。

このほか、生産世帯の保有米の年度も11月から新年度年度に変わりますので、お米の入りや、出生などで保有米の人員に変わった世帯は、転出証明書や移動証明書によって早く転入の手続きをしましょう。出生の場合は母子手帳が要ります。また保有米持参で転入された方で、ほかの方で新年度の保有米をとりたい方は、早く転入手続きをして、10月中に保有米をとる世帯に転入の手続きを終えて下さい。(配給係)

訂正広告
前月号(九〇号)欄外のもち米特配記事のうち、徳用米もち米一キロ一八一円とあるのは八五四円の誤りでありましたから訂正させていただきます。

鳥取市民生事業後援会
会長 高田 勇

鳥取市民生事業後援会
会長 高田 勇